

令和2年1月23日

経済産業省中小企業庁事業環境部取引課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」
の改正案に対する意見について

今般、標記改正案（令和元年12月24日公表）に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

(別紙)

「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」の改正案に対する意見

<p>・該当箇所</p> <p>第3 下請事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項</p>
<p>・意見内容</p> <p>「5）情報化への積極的対応」の「(1)」および「(2)」の改正案に賛成する。</p>
<p>・理由</p> <p>「意見公募の趣旨・目的・背景」で指摘のとおり、わが国企業においては、今後、人手不足が深刻化することが懸念されており、更なる生産性の向上が必要不可欠である。</p> <p>令和元年6月に政府が公表した「成長戦略フォローアップ」においても、同じ問題意識のもと「2. フィンテック／金融分野」の「新たに講ずべき具体的施策」として、「金・商流連携等に向けたインフラの整備」の一環で全銀 EDI システムの活用や手形・小切手機能の電子化に向けた取組みを進めることとされており、官民一体となった取組みが進められている。</p> <p>今般、下請事業者の経営基盤の強化を効率的に促進することを目的とする「下請中小企業振興法第3条第1項に基づく振興基準」において、「中小企業共通 EDI（電子データ交換）などによる電子受発注」および「電子的な決済等（インターネットバンキング、電子記録債権（でんさい）、全銀 EDI システムなどの活用）」を明記のうえ、下請事業者および親事業者に対してこれらの導入に積極的に努める旨を追加する本件改正は、政府一体となって「成長戦略フォローアップ」で掲げる具体的施策を進めていく意思を明確にするものであり、官民一体となった取組みの推進に当たり望ましい改正である。</p>